

観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の影響により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、道内における宿泊を伴う旅行商品等を造成・販売する旅行会社や観光施設等に対し、予算の範囲内において、旅行代金等から割引額を支援金として交付する観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）（以下、「どうみん割事業」という。）を実施することとし、その支援金については、本要綱の定めるものとする。

（事務取扱者）

第2条 北海道（以下、「道」という。）からどうみん割事業を委託された事務局（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

（支援金の要件）

第3条 支援金の対象となる商品は、次表に定めるものとする。ただし、いずれも道民が購入及び商品を利用したものとし、サービスを提供する各施設等については、道が定めた「新北海道スタイル」の構築に向けた取組を実施しているもの（「新北海道スタイル」安心宣言を掲げている施設（一時的な休憩施設を除く））に限る。

区分	1人（人泊）あたりの販売価格	割引額	割引額（離島）
宿泊旅行商品	3,000円～3,999円	1,500円	2,000円
	4,000円～4,999円	2,000円	2,500円
	5,000円～5,999円	2,500円	3,000円
	6,000円～9,999円	3,000円	4,000円
	10,000円～14,999円	5,000円	6,000円
	15,000円～19,999円	7,500円	9,000円
	20,000円以上	10,000円	12,000円
交通付き宿泊旅行商品	10,000円～14,999円	5,000円	6,000円
	15,000円～19,999円	7,500円	9,000円
	20,000円以上	10,000円	12,000円
交通付き日帰り旅行商品	4,000円～5,999円	2,000円	2,500円
	6,000円～9,999円	3,000円	4,000円
	10,000円以上	5,000円	6,000円
アウトドア体験等の日帰り旅行商品	4,000円～5,999円	2,000円	2,500円
	6,000円～9,999円	3,000円	4,000円
	10,000円以上	5,000円	6,000円

2 支援金の対象となる期間は、本要綱第7条で規定する交付決定日から予約・販売されたもののうち、令和2年7月1日から令和3年4月30日までの利用分とする。詳細は次表のとおりとする。

区 分	期 間
どうみん割	令和2年7月1日から令和3年1月31日利用分 (宿泊については、1月31日チェックアウト分まで)
りとうぷらす(離島)	令和2年10月20日から令和3年3月7日利用分 (宿泊については、3月7日チェックアウト分まで)
「新しい旅のスタイル」	令和3年4月2日から令和3年4月30日利用分 (4月30日チェックアウト分まで)
離島で宿泊する場合	令和3年4月2日から令和3年4月30日利用分 (4月30日チェックアウト分まで)

3 支援金の対象となる商品の購入回数に制限は無いが、宿泊を伴う商品の1旅行当たりの泊数の上限については2泊までとする。なお、離島での宿泊を伴う商品の1旅行当たりの泊数の上限については、交通機関の欠航により延泊を余儀なくされた場合はこの限りではない。

4 「新しい旅のスタイル」における商品については、宿泊旅行商品のみを対象とし、圏域内での旅行(別表1)に限定する。

5 支援金の対象となる商品の販売に際しては、どうみん割事業の適用商品であることを明らかにするため、本来の販売価格(税及びサービス料を含む)及び支援を受けた後の販売価格と併せ、支援金の金額を明記すること。

6 本要綱第3条第1項に規定する中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。

(1) ビジネス目的での利用。

(2) 感染症により、次のどうみん割事業の停止要件に該当する場合の施設、地域、期間の商品及びその地域の道民の利用。

ア 「新しい旅のスタイル」に参加する宿泊施設において集団感染が発生した場合(当該施設における事業の停止)

イ 圏域内の複数の宿泊施設で集団感染が発生した場合(当該圏域における事業の停止)

ウ 道が特定地域における外出や往来の自粛要請等を行った場合(当該地域の含まれる圏域における事業の停止)

エ 感染症のまん延防止重点措置の検討を開始した場合(事業の停止)

オ その他、道がどうみん割事業の停止等を決定した場合

(3) 国又は地方自治体からの支援等を受けて販売しているもの。ただし、令和3年4月2日以降にどうみん割事業を適用する商品に対して、地方自治体からの支援等を受けて販売するものは対象とする。

(4) 国又は道若しくは地方自治体が対象事業者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの。ただし、令和3年4月2日以降にどうみん割事業を適用する

商品に対して、対象事業者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を地方自治体が負担して実施するものは対象とする。(例：招待旅行、研修旅行など)

- (5) 国又は道若しくは地方自治体が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの。ただし、令和3年4月2日以降にどうみん割事業を適用する商品に対して、地方自治体が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するものは対象とする。
 - (6) 催行の実現性が低いと判断されるもの。
 - (7) 施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為
 - (8) 感染症対策に係る施設側の指示に利用者が従わない場合
 - (9) その他、事務局が不相当と認めるもの
- 7 本要綱第3条第1項に規定する中で、令和3年4月2日以降にどうみん割事業を適用する商品については、次の各号のいずれにも該当し、かつ本要綱第4条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する支援金の交付対象となる事業者（以下、「対象事業者」という。）が取り扱う宿泊旅行商品（個人（1人）または同居者との旅行）に限る。
- (1) 宿泊事業者、利用者ともに「新しい旅のスタイル」における取組(別表2)を実施すること。
 - (2) 感染防止の観点によるチェックイン、チェックアウト、食事、入浴時等における混雑緩和の工夫等がされていること。

(対象事業者)

第4条 対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 道内にある宿泊施設を運営する者のうち、次のいずれかに該当する者。なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」または第6項「店舗型性風俗特殊営業」を営む者を除く。
 - ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項の規定による「旅館・ホテル営業」を営む者
 - イ 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第2条第3項の規定による「簡易宿所営業」を営む者
 - ウ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者
- (2) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた者。なお、令和2年10月17日以降に、新たに支援金の交付を申請する場合は、北海道内に本社、支店、営業所を有する者に限る。
- (3) 日本国内に法人格を有するOTA（Online Travel Agent）であり、相応の実績を持つと認められる者。（手数料については、事業者の負担軽減について、最大限配慮することとし、具体的な内容については道と協議を行い、認められる者に限る）
- (4) 道内にある観光協会又はDMO（Destination Management Organization）

※DMO：観光地域づくり法人

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光

地域づくりを行う舵取役となる法人

- (5) 一般社団法人北海道体験観光推進協議会
- (6) 対象事業者として事務局が適当と認めた者

2 前項第4号及び第5号に係る取扱いについては、別に定める。

(対象事業者の遵守事項)

第5条 対象事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 道が定めた「新北海道スタイル」の構築に向けた取組及び「新しい旅のスタイル」における取組（別表2）を実施し、十分な感染症対策を行い、業界団体等が作成する各業種のガイドラインを遵守すること。なお、対策が不十分と認められた場合は、対象事業者としての決定を取り消すこととする。
- (2) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (3) 前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- (4) 当事業により宿泊及びサービスを利用しようとする者に対して、事前に感染症対策に係る警戒情報をホームページ等により確認し、行動するように周知すること。
- (5) 本要綱第3条第6項第2号に該当する場合のキャンセル料を道、事務局及び商品の購入者には求めないこと。ただし、別に道または事務局から指示がある場合を除く。
- (6) 事業の実施にあたって、道または事務局の決定に従わない場合は、対象事業者としての決定を取り消すこととする。

(支援金の交付申請)

第6条 対象事業者は、次の書類を事務局に提出するものとする。ただし、同一の法人等において、本要綱第4条第1項の各号で複数にまたがる場合はそれぞれ提出すること。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 交付金申請書内訳シート（様式第1号の2）
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 「新北海道スタイル安心宣言」の写し
- (5) 口座確認書（様式第3号）
- (6) 前号の指定口座通帳の写し

(7) その他事務局が必要と認める書類

2 前項の規定による書類の提出先は事務局とし、提出期限及び部数については別に定める。
(交付決定額の通知)

第7条 事務局は、内容を審査し、道と協議の上、支援金額を決定し、交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

(交付決定額の変更)

第8条 対象事業者は、交付決定額通知後に、次の各号に掲げる事由により本要綱第6条第1項で提出した交付申請書の実施計画を変更をしようとする場合は、事務局と協議の上、変更申請書（様式第5号）を提出する。

(1) 区分毎の内容の変更

(2) 申請した割引総額合計の20パーセントを超える変更

ただし、20パーセント以内であっても交付決定額を上回る変更申請はできません。

2 変更申請書に添付する書類については次のとおりとする。

(1) 実施計画書支援金算出シート（様式第6号）

(2) その他事務局が必要と認める書類

3 事務局は、前項の規定による変更申請により、支援金の交付決定額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（様式第7号）により通知する。また、支援金の交付決定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書（様式第8号）により通知する。

(月次報告及び月次請求)

第9条 対象事業者は、毎月末時点で全ての事業が完了していない場合、当月1日から末日までの実績について翌月15日までに、次の書類を事務局へ提出しなければならない。ただし、同一の法人等において、本要綱第4条第1項の各号で複数にまたがる場合はそれぞれ提出すること。また、実績が無い場合においても毎月提出すること。なお、「新しい旅のスタイル」においては、月次報告は行わず、第10条の規定に基づいて実績報告をすること。

(1) 月次報告書（様式第9号）

(2) 実績内容確認書（様式第10号）

(3) 実績内訳シート（様式第10号の2）

(4) 利用者回答済み「新しい旅のスタイル」アンケート用紙

(5) その他、事務局が必要と認める書類

2 対象事業者は、初回の月次報告の際は前項に定める書類のほか、実施計画書支援金算出シート（様式第6号）を事務局に提出するものとする。

3 対象事業者は、本要綱第9条第1項の月次報告にあわせて月次請求書（様式第11号又は様式第11号の2）を提出することができる。

4 事務局は、前項による支援金の請求があった場合は、本要綱第9条第1項で提出された実績内容と照合し、請求内容を確認しなければならない。

5 事務局は、対象事業者の事業進捗状況を確認し、交付申請書の実施計画や実施計画書支援金算出シートとの乖離がみられる場合は、対象事業者と調整の上、本要綱第8条に基づき交付決定額の変更をする。

(実績報告)

第10条 対象事業者は、当該事業が完了したときは、実績報告書等を事業完了の翌月15日までに事務局に提出しなければならない。ただし、同一の法人等において、本要綱第4条第1項の各号で複数にまたがる場合はそれぞれ提出すること。

2 前項に定める実績報告書等は次の書類とする。

- (1) 実績報告書(様式第12号)
- (2) 実績内容確認書(様式第10号)
- (3) 実績内訳シート(様式第10号の2)
- (4) 利用者回答済み「新しい旅のスタイル」アンケート用紙
- (5) その他、事務局が必要と認めるもの

(支援金の額の確定)

第11条 事務局は、対象事業者から前条による実績報告があった場合、内容を審査の上、支援金交付確定通知書(様式第13号)により通知する。

(支援金の請求)

第12条 前条の規定により通知を受けた対象事業者は、請求書(様式第14号又は様式第14号の2)を提出することとする。

(支援金の交付)

第13条 事務局は、本要綱第9条第3項及び前条の規定による適正な請求書を受理した日から、30日以内に対象事業者の指定口座に支援金を支払うものとする。

(支援金の交付条件)

第14条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 対象事業者は、どうみん割事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 対象事業者は、どうみん割事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 支援金の対象となる商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。

(状況報告及び調査)

第15条 事務局は、必要に応じて対象事業者から報告を求め、又は調査することができる。

(支援金の交付決定の取消し)

第16条 事務局は、対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支援金を交付した後においても適用する。

(支援金の返還)

第17条 事務局は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、事務局が指定する期日までに、直ちに支援金を返還

しなければならない。

(不正利用の防止について)

第 18 条 対象事業者は、不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

(費用の負担)

第 19 条 この要綱に基づく手続き及びどうみん割事業の実施に関し、対象事業者が不利益を被る場合にあっても、道及び事務局は一切の費用を負担しないものとする。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めのない事項については、道と事務局が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 2 4 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 1 0 月 1 6 日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 1 0 月 1 6 日から適用する。

附 則 (令和 3 年 3 月 2 6 日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 3 年 3 月 2 6 日から適用する。

【用語解説】

第3条第1項の表中

○宿泊旅行商品

道内宿泊施設（旅館業法に基づく「旅館・ホテル営業」若しくは「簡易宿所営業」に供される施設又は住宅宿泊事業法に基づく「住宅宿泊事業」の届出住宅をいう。以下同じ。）に宿泊することを主目的とした商品

○交通付き宿泊旅行商品

道内における移動を目的とした交通手段（JR、バス、タクシー、レンタカー等）を用いて、道内宿泊施設に宿泊することを目的とした商品

○交通付き日帰り旅行商品

道内における移動を目的とした交通手段（JR、バス、タクシー、レンタカー等）を用いて、道内観光施設等を訪れることを目的とした商品

○アウトドア体験等の日帰り旅行商品

- ・旅行会社により安全確認できた日帰りのアウトドア体験商品（※ガイド付きツアーのみ）
- ・北海道知事認定アウトドアガイド資格者が提供する商品

第3条第6項、第3条第7項

○利用者

令和3年4月2日以降にどうみん割事業を適用する商品を購入し、利用する方

第3条第7項

○同居者

同じ家屋に居住している方で、家族及び家族以外の方